

身延山と藤村紫朗県令

(本県第五代知事)

林 是 幹

藤村県令は熊本県出身で、明治六年一月二十二日附大阪府参事から本県権令に赴任し、翌年十月県令となった。その後明治十九年七月、地方官制に依り改称して知事、翌年三月八日附愛媛県知事に転ずるまで、十四年三ヶ月の長期に亘って県政を担当した。年令から云うと廿九才から四十三才に至るまで、殆ど壮年期を本県で過したのである。山梨県から転出した後、明治二十三年貴族院議員に任ぜられ、更に二十九年男爵を授けられ、後郷里で熊本農工銀行頭取に就任し、四十一年六十四才を以て病歿した。当時巷間に流布された「府県長官評判鑑」に依ると、藤村は県令の「よろしき方」の前頭で上位にランクされ、また「府県長官銘々伝」も藤村の道路、勸業、教育の積極的施策に賛辞を送っている。しかしこれら諸施策の遂行の過程にみられた、藤村県令の干渉主義的で強引な施策に対する批判の声とともに、山梨県内の自由民権運動の高揚に伴い、民権派の攻撃も強まった。(下略)(以上は「山梨百科事典六八五頁所載飯田文弥氏に依る)

この県令在任中の身延山住職は、即ち七十三世新居日薩・七十四世吉川日鑑両上人であって、この二法主と藤村県令との交渉は公私に亘って相当深いものがあつた。前記飯田氏の記事にもあるが県令の人となりの一部を別の面から紹介するに、「此の間本県のために尽したことは尠なくなつたが、又非難の声もあつた。若い時代勤王のために働

身延山と藤村紫朗県令（林）

いた割に敬神崇仏の精神が薄かったか、時代が偶然廢仏毀釈の強行されたのにもよったのか、寺院の梵鐘を取外して
鑄潰したり、又法塔を倒して橋に架けさせ、甚だしきに至っては法号の刻してある表面を土足にかけさせた極端な例
などもある。が、「県令さん」の御威光でどうすることも出来なかった。故に文明開化の唱導者であった一面に、随
分埒外れの点も少くなかった。県令は熊本の出身で武骨一辺の様に見えたが、一面風流味にも富んでいた。中でも音
楽が好きであった。殊に月琴を嗜み自分も弾いたが、又人にも弾かせて楽しんだものである。上の好む処下これより
甚だしきものであり、一時非常に流行し、県下何処へ行っても上土（ウヂツチ）の声を聞かぬ処は無かったのは、明治十七八年の
頃であった。時の県会議長であった八卷九万は、

官暇按レ絃楽不レ淫。官商治略誘三民心。

意 音楽に溺れてはいない、民治の一方法であった、その効果は

果知清韵化三豪俠。壳レ剣家々買二院琴。

掲った。官商は音の調子。

と賦して其雅懐を讃称したことがあった。

以上 昭和十七年刊「山梨県政五十年誌」四一〇頁所載

鑑師詩集中に左記がある。

県令藤村君来訪喜賦

剝啄之声隔竹聞幽香一片手親焚高人笑許山僧懶不掃落花兼白雲（下巻四ノウ）

剝啄（ハクタク）訪問者の足音、戸を叩く音

又月琴について

其影団々若天月其音憂々似仙禽上天有耳密曾說聞否今宵月有音（下巻四ノウ）

藤村式建造物

藤村県令の勸奨した洋風建て物、知事在任中の十五年間に県内に学校々舎、病院、郡役所、警察署などの建造物で大方は地元民の寄附金の協力で、二百舎建てられたが、現存するのは県内で四棟、此の外博物館明治村に一棟移築されている。（旧西山梨郡役所）

藤村県令について、日宗年表に「破仏家藤村紫朗県令となる」（明治六年一月廿二日）とある。

明治の廃仏運動

明治新政府は士族に依って造られたと云い得る。そしてその士族達の精神教育に大なる影響を及ぼしたのは平田篤胤（一七七六一一八四二一六十七才）の著作であった。彼は仏教を排斥したばかりでなく、儒教をも併せて排斥した。彼は著書一百余部、門弟一千余人と称せられた大家であるが、就中「出定笑語」二巻、「出定笑語附録」二巻「俗神道大意」等の述作に依って「日本国は神国である、何の必要があつて外来の仏儒を拜むべきか」と終生仏教を排撃し、別して「真宗と日蓮」二宗を敵視して、「神敵二宗論」を書いてゐる。この教を受けた士族が明治新政府を樹立し、且参与したのである。明治三年正月三日には宣教使大詔と云うのが発せられ、此の布達によつて神道を立て仏教を廢しようとする根本方針が示されたのである。此に於て仏教は逼塞し、永年仏教のために圧倒された神道家は逆襲的に仏教に圧迫を加えて来た。当時の状況に就いて「身延山史」には「是れ実に仏法伝来以来の奇現象にして、其原因を案ずるに、徳川氏三百年の泰平と、伝統的仏家尊敬の長夜の夢に耽りて僧徒一般の風儀、学行の麤頽せるが為めなるべし」（日本身延山史）（二八三頁）

身延山と藤村紫朗県令（林）

明治六年十月身延七十二世御音院日健上人西谷本種坊へ隠退（藤村伝六六七頁、山史は七年四月廿四日、翌五月廿四日岡坊にて遷化八十四才）されて院代一真院日治上人が昇晋せらるるはずになっていたのであるが、六年一月新任の藤村県令が、街道に建てられてある玄題塔を悉く片付けさせた。これは全く廃仏毀釈の余威である。これを憤慨した日治上人は、健師代説として甲州巡教、今井常光寺（現在甲府市下今井町）で説法中、例の雄弁を振って大にやっつけてしまった。そこで藤村氏は大に憤り、本省に上申して僧階を降退し、又迫害を加へ、身延に居られぬ様にした。このため日治上人は自坊静岡岡感応寺に退かれたのであるが、そこへ健師が辞職されたのである。当時は寺院住職任免は、太政官から地方官へ移り、又教部省の所管であったから、藤村氏は神保日淳師を呼出して、如何なる人を後任にすべきかと相談した。「年寄の、説教だけしか出来ぬ様な、時勢のわからぬ奴は大寺の住職はさせられぬ」ということであつた。神保師は「薩師は大人物だが、宗門の用事、教育の大仕事があるから、寺に来まい」といった。藤村氏も前から薩師の評判は聞いてをる。年は四十五の若さ、これをも思つた。とにかく一真院を出したくないのである。そこで自ら出京して教部省へ行き、宍土という少輔に相談し、薩師の内諾をも得ず、久遠寺住職を命じてしまった。すぐ間も無く管長にも任命された。（四月一日附）此の時薩和上は鑑師に相談して、一人二役は動まらぬ、どちらか引受けてくれといはれると、「身延の事は代りに引受ける、管長はしっかりやってくれ」とあつたので、すぐ引受けた。鑑師は院代として身延の経営一切を引受け、薩師は管長として一宗の経営を引受けられたのである。そこで身延へ晋山はせられたが、あとは鑑師に託して、常に二本榎に居られて、教務、宗務、外交等に後顧の憂なく携はり、年に何度か登山するだけのことになつたのである。此の時御兩人の間に、第三者のいうことは、調べずには信用しまいと約束されたということである。（薩師伝六六八頁）

明治七年五月十九日薩師は祖山七十三世の貌座に晋むや、同年十一月二十二日甲駿三ヶ寺並に支院大会議を聞き改正事項十六条を定め藤村県令に届出た、同廿六日身延一山会議を開き山内房舎を廃合した。(身延山史)

斯くて山主の職責、学徒の制規、末寺の法規等旧来の面目を一新した。又山内諸坊は建置之分三十五ヶ坊、合併坊分四十七ヶ坊となった。合撰四十七ヶ坊は生計困難のため併合し、住職は建置坊に引取るべき方法を講じて県庁の許可を待た。因みに今日では三十二ヶ坊となっている。(山史二九六頁)(この内「南坊」は現在「信徒研修道場」

明治八年一月十日午後六時西谷本種坊より出火し、遂に祖山回禄中最大の被害を受ける大火となった。焼失諸堂本院分総計七十五棟、寺中十二ヶ坊、町家十軒、無台一軒を焼失した。この時、三条教憲講究の爲め、僧侶、神官百名程集まっていたのであるが、もとより手の下し様もなかった。薩師は早速かけつけて、共に善後策を講じた。藤村県令から小言も食い、忠言をも受け、一切を鑑師に委せて帰京。鑑師は避難先の東谷覚林坊から、西谷善学院へ移られた。此の火災中宗祖御真骨は一老職が抱きまいらせ法主附添い覚林坊へ御遷りしたとの記録がある。

因みに当時の御真骨堂は現在の水鳴楼の近くに在った。

三条教憲(三条教則)

第一条 敬神愛國の旨を体すべき事

第二条 天理人道を明にすべき事

第三条 皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべき事

一心院日治上人、字は巨舜、京都の人、本姓岩田、後村上を冒す。丹精克明の人。能説雄弁の人。巡教全国に遍

身延山と藤村紫朗県令(林)

身延山と藤村紫朗県令（林）

し。有名な国学者。二本榎大教院では神代紀を講義された。詩文書画をよくした。静岡中教院設立にも骨を折られた。十才米子感応寺日通師に随ふ。十八才松崎檀林に入る。本妙日臨師に深草に聞法就学。又叡山に学び、文政二年、逐に飯高に遊ぶ。本妙律師の波木井に隠るるや、堯山上人等数子と講を聞く。飯高の講師となり、私記三巻成る。弘化四年、身延院代、爾後祖山護持、五十年一日の如し。明治五年は健上人代理として教部省に出頭。明治六年「大講義村上日治少講義へ降退」静岡感応寺に住すること、嘉永二年より遷化に至る。明治十三年八月三十日寂す。寿八十四。（竹下真孝記薩師伝六六九頁）身延教報昭和九年三、四月号に今井巨舜師の一真院伝が掲げてある。「鑑師詩集」中に災後二日に賦した詩が収められているが、薩師はこれを見て、鑑師の物外に超然たる態度に敬服すると共に、全く意を安ずることが出来たと云ふ。

鎮火の後、薩師は一山大衆を集めて不祥事出来の罪を責め、平素の行跡を戒めたが、日鑑上人は、問責訓辞の代りに、次の様に激励した。

「元来木造は火災を起し易いものである。従つて其れが焼けることも余り怪しむに足りない。只だ汝等が今後最も意を用ゆべきことは、一同奮励して層一層の美観を成すことにある。大に努力して貰いたい」

この後、薩師退隠するに及んで上人は九年十二月祖山七十四世の法燈を嗣ぐに至ったが、碎身努力十ヶ年間、よく諸堂伽藍の再興を計り、輪奐の美を復せしむるに至った。

日鑑上人第五十回忌が昭和十年に相当した、仍て一月十二日身延山に於て盛大なる法会が営まれた。（身延教報同年二月号十四頁）

自厚山清兮寺の創立

菩提梯昇口の左手に見える寺で、日鑑上人が自身の隠居所として自普請で建立された。

明治十八年九月廿二日新初、同十九年四月に落成した、然し鑑師は六十才を以て十九年一月十三日に御遷化となつたので、一度も御住居にならなかつたのである。清兮寺過去帳に依るに「明治十八年に身延山内に御隠居所を設くるに決す。初は西谷西之坊の跡を相するも御意に召さず、次に当地は樋沢坊の旧跡、既に上地された土地なるも、松下を願ひ、茲に初て自厚山清兮寺と号す（十八年十月十九日寺号公称出願）旧樋沢坊は二祖日向上人の旧地であるが此時既に法運坊へ合併す。前記の如く鑑師は日向上人旧跡地の払下げを受け新寺を建立したのである。藤村県令は、廃寺や合併は、強行こそすれ、新寺建立など普通ならば決して許可すべき人では無かつた。然し薩鑑二師とは接触も深く、二師の人物には深く敬服していたので、このことも容易に承認されたのであらう。

偕て前述の如く鑑師御生前中は遂に完成を見なかつたので、一月廿一日の本葬儀当日には、葬列が御艸庵へ向う途中特に清兮寺へ小憩し、以てわたまし（転居）に擬せられたと、御葬送記に記してある。（妙法記聞十九年一月号）

又清兮寺本堂は、鑑師の造立ではなく、明治三十二年旧播州姫路の城主伯爵酒井氏の室文子夫人の喜捨に依り建立されたものである。夫人の同寺に尽せる丹誠は甚大である。今日残る彫しい書画の表装等も、皆その出資に成り、又御艸庵旧跡の十間四面の花崗石の石垣根も、夫人の喜捨に依つて、明治二十五年冬完成したものである。

頭寿院殿長遠妙玄日唱大姉

明治四十一年三月十日行年六十五才

夫人の墓は清兮寺本堂右横手に在る。

身延山と藤村紫朗県令（林）

身延山と藤村紫朗県令（林）

鑑師詩集に左記が録せられている。

酒井頭寿院大優婆夷遠謁吾山

蓮祖千秋長駐^レ魂書^ヲ中赫々有^ニ遺言「当年示^レ滅々非^レ滅靈骨靈魂相共存^ニ」
（下卷二十七のオ）

（以上は主として身延延教報第四十一卷六号に拠る）

清々寺建立に就いて「日謙上人余香」（八六頁）に、日謙上人が述べている。

後記

林

是

幹

曾て本題下に一部を「みのぶ」誌の昭和廿八年十月号に記したことがある。